

○狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱

令和6年3月29日教育委員会要綱第2号

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱（昭和61年教育委員会要綱）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び狛江市立の教育機関（以下「教育機関」という。）が各種事業の後援又は共催を行う場合における後援名義等の使用の承認に関する基準、手続等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が事業の主旨に賛同し、その開催を奨励すること。
- (2) 共催 教育委員会が事業の主旨に賛同し、その開催者とともに事業の実施にあたること。

（基準）

第3条 教育委員会又は教育機関の後援又は共催を受けようとする事業は、次の各号に掲げる事業要件を満たしていなければならない。

- (1) 教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (2) 事業内容が明らかに教育・学術及び文化の向上普及に寄与するもので公益性があること。
- (3) 宗教活動、政治活動、売名又は営利を目的としていないこと（実施団体が営利を目的とする団体であっても、事業が非営利かつ公益的なものであり、教育・学術及び文化の向上普及に寄与すると認められる場合を含む。）。
- (4) 特定の流派、個人の発表会等でないこと。
- (5) 国若しくは地方公共団体、社会教育団体又はこれに類する団体が実施する事業であること。
- (6) 事業規模は、狛江市全体を対象とするものとし2市以上の広範のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 狛江市が開催地であるとき。
  - イ 主催者の所在が狛江市内であるとき。
  - ウ 事業実施上明らかに効果的であると認められるとき。
- (7) 参加料、入場料、出品料等を徴しないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 徴収した費用を当該事業の運営のみに充てる場合
  - イ 事業の収益の全額を公共の福祉の増進に向けた活動に寄付する場合

- ウ 事業の収益の全額を狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第1号）に規定する市民公益活動を行う団体が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に基づく活動に充てる場合
- (8) 事業実施に必要な会場施設、場所及びその他の条件が確保され、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (9) 共催については、原則として次のとおり事業を分担するものであること。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。
- ア 教育委員会又は教育委員会に設置する審議会等が事業の企画・運営に参加しているもの
- イ 教育委員会と団体が当該事業費を分担しているもの（補助金として事業費補助を受けている場合を含む。）

（承認の申請）

第4条 教育委員会の後援名義等の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援・共催名義使用申請書（第1号様式）に次の書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の存在を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所及び身分等を明らかにする書類
- (3) 事業目的及び事業計画を明らかにする書類（予算書を含む。）
- (4) その他教育長が特に必要と認めるもの

2 前項に掲げる書類は、教育長が認めた場合に限り、これを省略することができる。

（承認の決定）

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、申請された日から起算して14日以内に承認の可否を決定し、承認する場合にあっては後援・共催名義使用承認通知書（第2号様式）により、不承認の場合にあっては後援・共催名義使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により後援名義等の使用を承認する場合は、一定の条件を付すことができる。

（承認期間）

第6条 承認期間は、3月を限度とする。ただし、事業の性質上相当期間必要と教育長が認めた場合は、この限りでない。

（事業の変更又は中止）

第7条 第5条第1項の規定による承認決定を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ後援・共催名義使用変更（中止）申請書（第4号様式）に必要書類を添えて教育長に申請しなければならない。ただし、事業内容等の軽微な変更については、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、その可否を決定し、後援・共催名義使用変更（中止）承認（不承認）通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 承認決定者は、事業の完了日から起算して30日以内に後援・共催名義使用実績報告書(第6号様式)に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、第5条第1項の規定により後援名義等の使用を承認した団体が次のいずれかに該当した場合は、承認を取り消すものとし、後援・共催名義使用承認取消通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により、事業の後援又は共催の承認を受けたとき。
- (2) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めたとき。

(名義の無断使用に係る措置)

第10条 教育長は、教育委員会の後援名義等の無断使用が判明したときは、名義を使用した者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第11条 教育機関の後援名義等の使用における手続等については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは「教育機関」と、「教育長」とあるのは「当該教育機関の長」と読み替えるものとする。

(事務処理)

第12条 この要綱の規定に基づき行われる承認の手続等の事務処理は、次に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる部課等がこれを行うものとする。

- (1) 社会教育関係団体及び体育・スポーツ等の活動を目的とする団体 社会教育課
- (2) 前号の団体以外の団体 学校教育課
- (3) 教育機関の後援又は共催 当該教育機関

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、第4条第1項に基づく申請又は第5条に基づく承認がされたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式から第7号様式まで(省略)